

松阪市議会議長
濱口 高志 様

令和7年11月6日

西口 真理

研修報告書

研修会の名称 「議員力研究会」
期日 令和7年11月1日（土） 13時～17時
会場 新明コミュニティセンター（名古屋市中村区名駅3丁目）
参加者 東海地区を中心とした市議会議員10人

この研究会は、岐阜県多治見市の職員として総合計画の策定など行政実務（部長職）だけでなく、議会事務局長経験をお持ちの青山崇氏（自治体学会副理事長、多治見市文化振興事業団事務局長）を常任のアドバイザーとして迎え、年度に4～5回、名古屋駅周辺で開催している。東海、近畿から10人程の市議会議員が参加し、毎回、あらかじめ指名のあった3人の議員が直近に行った一般質問等を持ち寄り事例発表する。それについて参加者で検証し、アドバイザーの青山氏からも意見が出される。自治体議員としての議員力を高めるための研究会。

【内容】

1. 一般質問等事例報告

(1) 瀬戸市議会

「委員会における継続審査の動議」

平成7年3月定例会直前の全員協議会で、市民サービスセンター2か所を9月末に「廃止」することを初めて知る。当初予算には上半期分（9月まで）を計上。年間運営費2400万円の内、下半期分（10月～3月）△720万円を削減。

「廃止」の理由は、年々市民センターの利用が減少している、コンビニでの交付が可能であり、またマイナンバーカードが普及し、印鑑証明、住民票等や税金、下水道料金納付も可能であることから、令和7年度9月末日で「廃止」にする、というもの。3月時点マイナンバーカード取得率79%に増えていることも理由にしている。

執行部による「廃止」に至る検討期間（約3ヶ月）は短く十分な議論が行われていないのではないのか。事前に「廃止」へのアナウンスがなく唐突すぎることに、疑問視する市議が多くいた。

委員会では、担当課の提出資料の中身が不十分であり、「廃止」しなければならない論拠が乏しく、市民への周知もされていないことから、賛否をとる状況ではない

と、「継続審査の動議」を提出し、賛成多数で採択された。

その後、継続審査を開催する時期をどうするかで揉める。通常、定例会で起きた事は、次の定例会で審査を行うこととすると議会運用実例に記載されていたが、議会事務局は、次の定例会の解釈を5月臨時会でも可能としたため、5月臨時会の委員会で継続の審査を行い、「6月定例会まで継続すべき」と主張したが、結果、原案通り採択されてしまった。継続審査、付帯決議、修正案、どの手法を取るのが妥当だったか。

《議論及び意見》

- ・本来なら、予算案、条例改正両方に反対するのが筋。サービスセンター廃止の条例案に賛成して、予算案は継続審査とはおかしな話だ。
- ・継続審査となった後、5月臨時会までに丁寧な説明、議論がなされたのか。
- ・行財政改革、働き方改革などから、住民、議会への説明がないまま予算が出る時にいきなり廃止、そういった事案がこれから多くなっていく可能性大。効率性だけで良いのか。議会としての役割を考える必要がある。

(2) 松阪市議会

「松阪公園プールの廃止はいつ、どんな場で決まったのか？」

利用者は減少しつつも長年市民に親しまれていた施設（プール）の廃止についての周知は、市広報と地元新聞の報道のみだった。8月末で廃止と書いた施設内の張り紙で知った市民も少なくないだろう。行政や議員にとっては既定の事実であっても、市民には決まったことを知らされる「お知らせ行政」でその行政サービスの廃止を受け止めなければならないのが実情だ。それを受け止められない市民と執行者の論理とには大きな隔たりがある。

原点は「決定の前に市民が意見を言える市民自治の実現」である。今回の質問の趣旨は、「この廃止はいけない」と言うことではなく、「決定の前に市民が知る」ことの意義を執行部が感じ取るよう意識の共有を図りたい、ということだ。しかし、答弁は、決定に至るまでの経過をとくとくと語り、自らの正当性を強調するのみ。パブリックコメントの実施から公聴会の実施、市広報誌、ホームページへの掲載など広聴手法や市民参加の方法はさまざまあるが、今日的論点は何であるのだろうか。もしかしたら、そこにこそ、議会の役割があって、議員個々ではなく、議会として広聴活動を実施していくことがスジなのであろうか。

《議論及び意見》

- ・議会や委員会へは説明済み、HPで公表したと行政は「説明した」と言うが、市民には伝わっていないのが現実。特に当事者性のある者にとっては「聞いていない」となる。納得を得るための努力をしなければならない。

- ・計画→委員会→パブコメ→委員会 といった計画の議決を事例化する必要がある。
- ・パブコメ条例（要項）はあるか。
- ・どこの自治体も、市民参加、合意形成が後退している気がする。

(3) 生駒市議会

「無期限で限度額がない債務負担行為の設定」

2025年9月議会に追加提案された「令和7年度生駒市一般会計補正予算(第3回)」で、「鉄道駅バリアフリー環境整備促進事業」(近鉄敷地内東生駒駅構外にエレベーターを設置するとともに、バス乗降場からエレベーターまでスロープを整備)に係る予算として、①近畿日本鉄道に対する設計費補助3,000千円、②工事費に対する補助123,700千円(令和8年度までの債務負担行為)③維持管理、補修、更新費用の「経費負担額」(令和9年度以降)が計上された。

①、②の負担割合は近鉄1/3、生駒市2/3(半額国庫補助がある見込み)で、③の維持管理については「ほぼ半々」、補修・更新は近鉄1/3、生駒市2/3とする基本協定を締結する予定という答弁だったが、協定書は議決後に締結、協定の変更にも議会は関与できず、無期限、無制限に債務負担行為を設定すべきではないと考え、期限を20年間、限度額を45,000千円とする修正案を予算委員会に提出したが、担当部局が、「この条件でないと近鉄は『上に話を持っていけない』と言っている。今、設置できなければ、未来永劫できないかもしれない。」と発言し、1対20で否決となった。

職員の泣き脅しに対抗するには、どうすればよかったか。

※修正案の数字の根拠

期限：エレベーターの耐用年数が一般的に20年～25年とされているため、20年で設定。

限度額：維持管理コストの1/2と、近隣駅のエレベーター更新工事費用の2/3に今後20年の物価や人件費の高騰分を加算

《議論及び意見》

- ・無期限、限度額なしの債務負担行為の提示はあり得ない。議会としても認められない。
- ・協定後の予算提案に何故できないのか。

【所感】

今回は、市民への説明不足のまま唐突に出された公共施設や制度の廃止についての事例報告が2例あった。本市においても、行政の効率化、財政改革により、今後このような事例が多く出て来るのではないかと危惧する。HP や広報誌に載せても市民にはなかなか伝わらない。行政や議会は広報しているつもりでも、いかに「知らない」市民の方が多いかは、これまでも実感してきた。

決まってから「説明」するのではなく、決定過程で市民、当事者の意見を聞くことが住民自治、市民参加であり、市政運営の基本である。議会（議員）としてもいち早く皆さんに情報を届け、意見を吸い上げることをしなくてはならないと再確認した。



2. 意見交換会

「市長選挙において、現職市長が特定候補支援のため、職員に資料作成させた事例について」情報共有と意見交換

以上